

愛媛県第2次がん対策 緩和ケアに関する中間評価

中橋委員提出資料

第2次計画 最終目標 (平成25年4月～平成30年3月)	平成27年7月時点での中間評価	最終目標達成のためのアクションプラン (～平成30年3月)
<p>(1) 最終目標：患者とその家族などが、がんと診断された時から身体的、精神心理的・社会的苦痛などに対して適切に緩和ケアが受けられる。</p> <p>(2) 目標達成のための指標</p> <p>1) がん診療に関わる医療従事者の緩和ケアに関する知識と技術の習得</p> <p>2) 専門的な緩和ケアの提供体制の整備</p>	<p>(2) 指標についての中間評価</p> <p>1) がん診療に関わる医療従事者の緩和ケアに関する知識と技術の習得</p> <p>1. がん診療に携わるすべての医療従事者が、基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得する。特に拠点病院等では、自施設のがん診療に携わるすべての医師が緩和ケア研修を修了する。</p> <p>指標：①緩和ケア研修会修了医師数 平成24年7月 557名 平成26年9月 736名 (平成27年度 922名)</p> <p>②四国がんセンターフォローアップ研修会修了医師 平成24年7月 55名 ③緩和ケア研修会終了コメディカル 平成24年7月 272名 平成26年9月 421名 (平成27年度 567名)</p> <p>2) 専門的な緩和ケアの提供体制の整備</p> <p>1. 拠点病院等を中心に、専門的な緩和ケアを迅速に提供できる診療体制を整備する 指標：①精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会修了医師数 平成24年7月 10名 平成26年7月 11名 ②緩和ケア研修会指導者研修会修了医師数 平成24年7月 33名</p> <p>2. 緩和ケアチームや緩和ケア外来の緩和ケア提供体制の整備と質の向上を図る 指標：</p>	<p>(1)</p> <p>(2) 指標についての施策</p> <p>1) がん診療に関わる医療従事者の緩和ケアに関する知識と技術の習得</p> <p>1. 研修会の継続 ①緩和ケア研修会の継続 ②フォローアップ研修会の継続 ③コメディカル参加の研修会の継続</p> <p>2. 研修会への患者の立場での参加</p> <p>2) 専門的な緩和ケアの提供体制の整備</p> <p>1. 専門的な緩和ケア提供診療体制を整備 ①精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会修了医師数の増加 ②緩和ケア研修会指導者研修会修了者の増加 ③南予圏域に推進病院を設置</p> <p>2. 緩和ケアチームや緩和ケア外来の緩和ケア提供体制の整備</p>

愛媛県第2次がん対策 在宅緩和ケアに関する中間評価

第2次計画 最終目標 (平成25年4月～平成30年3月)	平成27年7月時点での中間評価	最終目標達成のためのアクションプラン (～平成30年3月)								
<p>(1) 最終目標：がん患者が住み慣れた家庭や地域での療養や生活が選択できる。</p> <p>(2) 目標達成のための指標</p> <p>1) 在宅医療関係機関の拡充</p>	<p>(2) 指標についての中間評価</p> <p>1) 在宅医療関係機関の拡充</p> <p>1、がん患者の意向を踏まえ、住み慣れた家庭や地域で、安心して自分らしい療養や生活を選択できる受け入れ医療資源を増やす</p> <p>指標：①在宅療養支援診療所数</p> <table border="1"> <tr> <td>平成24年7月</td> <td>210施設</td> </tr> <tr> <td>平成27年7月</td> <td>204施設</td> </tr> </table> <p>②24時間対応可能な訪問看護事業所</p> <table border="1"> <tr> <td>平成24年7月</td> <td>84施設</td> </tr> <tr> <td>平成27年7月</td> <td>105施設</td> </tr> </table>	平成24年7月	210施設	平成27年7月	204施設	平成24年7月	84施設	平成27年7月	105施設	<p>(1)</p> <p>(2) 指標についての施策</p> <p>1) 在宅医療関係機関の拡充</p> <p>1. 医療資源の確保</p> <p>①在宅療養支援診療所の推移を調査</p> <p>②24時間対応可能な訪問看護事業所の推移の調査</p> <p>新一③24時間対応の調剤薬局の実態調査</p> <p>新一④患者・家族の意向をくみ取る受け入れ態勢の整備、地域コーディネーターの配置</p> <p>新一⑤在宅歯科診療所の実態調査</p> <p>新一⑥在宅歯科・調剤薬局スタッフへの緩和ケア研修</p>
平成24年7月	210施設									
平成27年7月	204施設									
平成24年7月	84施設									
平成27年7月	105施設									
<p>2) 在宅医療に必要な関係機関の連携体制の整備</p>	<p>2) 在宅医療に必要な関係機関の連携体制の整備</p> <p>1. 在宅緩和ケアを提供する医療機関等を連携拠点として、多職種協働による在宅緩和ケアの支援体制を構築</p> <p>指標：①拠点と支援体制構築</p> <p>1. 平成24年度より大洲、今治地区で、さらに平成26年度より八幡浜地区で在宅緩和ケアを実践するコア的チームを整備し、在宅緩和ケアの実践と人材育成のための症例検討会、運営委員会の実施(大洲・今治地区31回、八幡浜地区18回)</p> <p>2. 大洲、今治、八幡浜地区でのモデル事業で在宅看取り率50%を達成している。</p> <p>3. 松山地区では、平成23年度より在宅</p>	<p>2) 在宅医療に必要な関係機関の連携体制の整備</p> <p>1. 在宅緩和ケアを提供する医療機関等を連携拠点として、多職種協働による在宅緩和ケアの支援体制を構築</p> <p>①新たな地区を設定し支援体制づくりを行う</p> <p>平成28年度より宇和島地区を予定</p> <p>②全県展開の方向性を構築する</p> <p>③患者・家族の在宅緩和ケアに対する満足度調査の実施</p>								